## (学説研究)

## Щ 道 夫 の 家 族 法

は遺稿集となった。 大学出版会から刊行されている。家族制度に関するこれま 年前である。 での論文のうち十二篇を集めた代表的著作集である。 『季節・人間・文化』という随筆集も刊行されたが、これ 生前最後にご自宅で手にとった自 著 で あった。 九七八年七月一四日、 同年六月二五日、「日本家族制度論」が 青山道夫は東京で逝去した。 同年 九州 九

数多くの教科書類は別として、 授を勤めている。青山の教鞭生活も同様に長い。 に付て」及び「キリスト 九州大学を初め西南学院、 四十七年間にわたる著作活動を続けた。もちろんこの間 察」を法学新報に発表してから亡くなる年まで青山は実に 一九三一年「ローウィの『国家の起源』特に地縁的 青山道夫を民法の大家として指を屈する人がい 教の婚姻非解消主義に関する一考 東京経済各大学で民法担当の教 論文及び訳書の一覧だけを しかし、 紐帯

> 的なテキストである。 よびⅡとなった。これは今日でも家族法の最も代表的標準 する。本書はその後二度改訂され、 概論」を一九五〇年に刊行したのは青山道夫を以て嚆矢と 及し且つ啓蒙し、併せて高い理論的体系書として「身分法 新しい民法をその民主主義と近代家族法の原理において普 るであろうか。 青山は民族法学者である。 「改訂家族法論」Ⅰお しか Ļ 戦後

黒

木

Ξ

郎

駆的功績は大きい。マリノウスキーは一九一四年初めてオ 犯罪と慣習」の訳書を一九四二年改造文庫に収められた先 も文化人類学者B・マリノウスキーの「未開社会に於ける ロウィーブリフォ た。そして、 リー・メインの現代に於ける意義」を法学志林 に 発 表 家族学説を考察した「「父」の原 始 観念」と「サー・ヘン ストラリアに赴き、 先きに示した処女論文についで青山はマリノウスキーの 訳書はウェスターマーク、ヴィノグラドフ、 ルト、 人類学会に出席した。 シ ュミットと続くが、何といって しかし資金不

なくちゃならない」 (「青山先生の民族法学をめぐって」「追 向 れまでの民族学に対するああいう機能主義的な 批 部 て出版したが、その原書は戦前に苦労して捜し出したもの ウスキーの「未開家族の論理と心理」を有地教授と共訳 て「犯罪と慣習」を訳出したのである。戦後さらにマリ ウスキーの研究に入り「父の原始観念」を発表し、つづい 味をもち、 に難渋したものの、 足と戦争勃発によってオーストラリア国籍の彼は現地調 てみたいと思った」けれど「マリノウスキーそれ自体を全 であった。しかし、青山は 程度であった。しかし、青山はそれに刺激を受けてマリノ かに高柳真三が「犯罪と慣習」を国家学会雑誌に紹介する ノウスキーは日本ではほとんど知られていなかった。 出版された。しかし、青山が前掲書を訳出した当時、 日記も訳書「マリノフスキー日記」(谷口佳子訳)と して の著作は大部分が日本語に訳されており、最近右の期間 にわたる現地調査を行っている。今日ではマリノウスキ て調査費用を得てニュー !を取り入れて、新しく発展段階や家族の 頭から肯定しているわけじゃない」、「少なくとも この間北東沿岸沖のトロブリアンド諸島を訪れて興 一九一五年から一八年にかけて一年間づつ二度 オーストラリア政府の深い理解によ ギニア南部のマイルー地域で過し マリノウスキーを「少し勉強し 歴史を書き改 マリ 3 傾 の 杳

ル

キシズムと家族法」(一九四九、

法律文化)、

おける事実婚の問題」

(一九五二、穂積追悼・

家族法の諸問

(一九五九、法律のひろば)、

ランド家族法の 素 描」人民公社を中心として」

一中国に

おける家族の

、「ポー

煎 店)の重厚なプレリュードを演奏していた。 さらにまた、 学について―素描的一試論」(一九五三、 法政研究) および と秩序」(一九三九、政経志林)「人種学的法学の 現代に於け の理論と実践」(一九三六、法律時報)「未開社会に於ける法 想の青山道夫」法律文化社、一六八頁)と考えたのである。 ンゲルスを批判したが、「古代社会」を完訳され、 しなかった。実証論理的であり、文献学的にモル 対しては批判的である青山は、決して批判のための批判は 上・下(一九六一、岩波文庫)である。 青山は不朽の訳業を果している。モルガンの「古代社会」 画期的著作ともいえる「民族法学序説」(一九五五、 九四三、法学新報)等を発表して、戦後における「民族法律 る意義」(一九四三、 法学新報) 「法と人 類 学 ( 一~三)」 ( 一 論理性を批判していたが、他方同時に「人種学的法学―そ 封建的な「家」制度の枠内に押しこめようとすることの非 生活を社会と家庭の発展を無視した法と倫理で国家権力が の歴史的 青山 風土から来たものであっても、 の関心は、日本民法のもつ家族制度的特質が日 エンゲルスの分析に 近代化された家 また「マ ガン= 酒井書 庭

有地亨と共筆 対談)」(一九七六、情況)等を見れば、  $\sigma$ に深い理解を示しつつ、社会主義国の家族法にマルクス・ 「エンゲルス『起源』の命題と唯物史観 「モルガン・エンゲルス と家族 批判 主 |城教授の批判に答え て――」(一九六一、法政研究)、 に答える――」(一九六八、 (一九六一、 法政研究) 論 西南学院大学法学論集)、 「唯物史観と 家族理 青山 (江守五夫・山本啓との が マ 再び玉城教授 ル キシズム

関心を寄せていたことがわかる。

エンゲルスの理論が如何に実践されているかについて強

ル が に貫かれていることである。 民族法学と同時に、 釈学や判例 うな民族法学に基礎づけられた法学であり民 法 学 を強調したのである。そして青山法学のすべては、そのよ 民俗学、 ドで格斗する現地調査派ではなかった。したがって、 批判した「安楽記子の人類学」者であって、決してフ 戦後、 中川 民法の分野では穂積重遠、 さらに民族学で基礎づけたという特色がある。 人種学、人類学等の蓄積の上に立った法学の 民族法学を主張した青山 理 研究も決して少なくないが、 「論に対する批判はつよい。むしろ両 者 日本家族制度の批判と民主主義 しかし 中川善之助の系譜に属する は 青山はマ 戦前 青山法学の特質 からの民族学、 ij Ì / ウス を であ 民法解 の原 合せ 半 成立 1 理

> たし、 はなかったし、 料を掘り起すというタイプでは 期十二年にわたる。学究肌でありながら学問と実踐を連結 足したユネスコ協会での活躍は最も人の知るところであ さは決して人後に落ちることは よって実証されている。また、 れた第二回アジア・アフリカ法律家会議に出席したことに 九年盛夏に中国 できわめて病弱にみえた。しか また学術会議の会員は一九六○年から七二年まで [を訪問 殊のほか暑熱には強かった。それは一九 したり、 一九 民主的な会議でもその なか し青山は必らずしも なかったo 9 六二年コナクリで催 た。 戦後間 畄 は もなく発 白 病身 [哲瘦軀 熱心 四

カュ 社会学的な実態調査や数量的・記号的 ていたにも拘らず、自ら調査にタッチしなかったのは、 心であった。法社会学には常に積極的な好意をも 味を示さなかった代りに民主的な実踐活動にはきわめて 会理事長も二期四年間つとめた。 させる民主的社会活動には率先して当った。 굸 体何が、 一っては もしれない。 いたが わ かるのか、 自らは「 といっ 僕はずぼらで身体も弱い た批判を常にも 学問的な実態調査に ・形式的な社会学で 日本法社会学 うってい ちつづ から」と 、たから は 法 ゟ 興

学的 その精神的価値体系に基づいて社会類型的に行動するとい 青 理論 山 家族法学は、 に強く影響されてい 初 めっ ij . る。 ノウ 文化的存在である人間 スキーの機能 主義 的 民 族

法社会学の隆盛にも拘らず、

ほとんど現地調査で生まの資

国婚姻法のなかに存在する倫理規範に注目している。 きであるから、夫婦間の愛情や未成熟子に対する親の扶養 ら生ずる近代的家族倫理こそ近代的家族法の支えとなるべ 張した。しかし、個人の尊厳と両性の本質的平等の原理か 効としつつも削除されねばならないことを誰よりも強く主 も姿を現わしている民法第七三○条に対しては、これを無 との関係については、合理主義的な峻別理論には賛成しな れるべきものと判断している。 価値基準に支えられた近代的婚姻家族の原理によって貫か しようとする。このような方法論的思考は、青山のヒュ 基因して行動する様式をそなえるべきである、ことを論証 そして究極的には近代社会の家族は結局においてエトスに う社会的原因から社会的制度が発生するとし、さらにデューーでは、 義務などについては法律上明文化した方がいいと考え、 い。もとより封建的道徳規範が実定法のなかに埋没しつつ マニズムに貫徹する精神に基いて、現行家族法を歴史的な ケームの国家統制的社会制度としての家族理論を抱え、 法規範と倫理・道徳的規範 中 1

る。したがって青山から婚姻や家族は法の立入るべきでな夫婦・親子間の家族的機能や感情を整序した文化現象であ社会的価値判断によって統制を受ける規範的存在であり、によれば、婚姻とは性愛を中心とした男女の結合であって青山家族法の各論的な核は近代的婚姻制度である。青山

屐

一九六六)二二二六頁以下)。

な立法政策的議論を展 開した(「婚姻法の近代化」(勁草書 者は、この点について高梨公之、島津一郎らと共に具体的 今一歩突きこんだ青山の立法論的考察が望まれていた。 ら、強制的民事婚主義をとるべきであるとする議論と共に、 が国の届出婚主義は古い家制度から脱け出して い えなければならないことを論じてきた。西村信雄博士の らを新しい習俗的儀式婚と統一的に把えた上で立法化を考 や事実婚主義か法律婚主義かを論ずる実益は乏しく、 する。筆者もこの点は夙に強く指摘した点であって、 味乾燥なる事務手続におわっている点については鋭く批判 が国の届出婚主義が西欧的民事婚主義に比して余りにも 内縁と保護に価しない非婚的事実を区別している。ただわ 女の結合関係のなかで準婚として婚姻以外に保護さるべき ある。しかし法律婚主義は必然的に内縁を派生するが、男 く、反って近代的婚姻秩序の維持に役立つと考えたからで 義をとる青山は、 聖域という考えは出てこない。事実婚主義より法律婚 それが婚姻の自由を制限する もの で もは 筀 j)

博士の民族学と家族理論」もまたその最も特筆すべき民族「青山家族法学の特質」があり、また江守五夫「青山道夫も体系的網羅的に論評したものとしては九州家 族 研 究 会以上、青山家族法学の特質を摘記したが、その特色を最

て貴重である。

て貴重である。

で貴重である。

で貴重である。

で貴重である。

で貴重である。

で貴重である。

(早稲田大学・民法、法社会学)

**— 77 —**